

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

運営推進会議とは、地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として設置するものです。

1 対象事業所と開催頻度

サービス種別	開催頻度
地域密着型介護老人福祉施設	おおむね2か月に1回
認知症対応型共同生活介護	
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型通所介護	おおむね6か月に1回
地域密着型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

2 構成員

- ・利用者や利用者の家族
- ・地域住民の代表(自治会役員、民生委員、ケアマネジャー、連携医療関係者、消防関係等)
- ・那須塩原市役所職員
- ・地域包括支援センターの職員 等

※介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等

3 会議内容

サービスの提供状況を報告し、参加者から評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会としてください。具体例については、以下を参考にしてください。

- ・事業運営の基本方針
- ・日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告
- ・利用者の構成(年齢、要介護度、利用年数等)
- ・事故・ヒヤリハット報告(発生状況、再発防止策等)
- ・実施した研修の報告
- ・地域連携の取り組み(地域行事への参加、ボランティアの受入れ等)

4 議事録の作成

開催後は議事録を作成し、構成員への周知や事業所内での掲示等により公表するようにしてください。

5 感染予防対策を講じる上での取り扱いについて

感染拡大防止に留意しつつ、原則、参集（会合）による開催（オンラインを含む）を検討してください。ただし、感染の拡大などの状況によっては、書面による開催に代えることも可能です。

詳しくは、高齢福祉課介護管理係までご相談ください。

■運営推進会議に関する事項について〔令和3年12月8日現在〕（再掲）

①地域密着型サービスにおける、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の取扱いについて
感染予防対策を講じた上で、会合による開催を検討してください。 会合による開催を行う体制がとれない場合、書面（会議資料）の配付等により開催に代えること。 書面開催の場合、出席予定の各委員から意見聴取を行い、聴取した意見は議事録に記録すること。
②認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において、外部評価を行う場合の取扱いについて
①同様、会合による開催を検討し、もし体制がとれない場合、書面の配付等により外部評価を実施すること。 ※地域密着型サービス外部評価（栃木県ホームページ参照） http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/gaibuhyouka.html
③認知症対応型共同生活介護の運営推進会議において、次年度、外部評価の緩和を受けようとする場合の取扱いについて
①同様、会合による開催を検討し、もし体制がとれない場合、書面の配付等により運営推進会議を実施すること。 この場合、必ず地域包括支援センター又は市職員に対し意見聴取を行うこと。
④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および認知症対応型共同生活介護において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を運営推進会議と一体的に開催している場合の取扱いについて
運営推進会議については、①同様とする。 運営推進会議を書面開催とした場合、運営推進会議とは別に事業所内で身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※）を開催し、結果について事業所内に周知すること。（※第三者や外部の専門家等は欠席扱いとする。）